

宮城県高等学校野球連盟広告事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県高等学校野球連盟の印刷物、ホームページ等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。その実施に関しては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告事業 民間企業等が行う広告、宣伝等（以下「広告等」という。）の媒体として本連盟の資産等を活用することにより、広告料等の収入を得る事業、又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。

イ 広告等の掲載等

ロ 広告物の掲出等

ハ 事業協賛（式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。以下同じ。）

ニ その他各実施部等が必要と認める事業

(2) 広告媒体 次に掲げるであって、広告事業に活用するものをいう。

イ 印刷物

ロ 連盟のホームページ

ハ その広告媒体として活用できる資産 等

(3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告事業の基準)

第3 広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 広告事業の実施を決定しようとするときは、別に定める基準に従い審査するものとする。この場合において、広告主の決定については、企業情報及び法令遵守の状況等を総合的に分析した上で行うものとする。

(広告事業の実施方法)

第4 広告事業における広告媒体の種類、広告等の規格、募集方法及び選定方法、価格並びに契約条項等は、当該広告事業ごとに定めるものとする。

(広告等の掲載等の取消し等)

第5 広告主又は広告事業により掲載等をした広告等の内容が連盟が定める審査基準に抵触したとき、又は事情の変更により特に必要と認めるときは、当該広告等の掲載等を取り消し、又は契約を解除することができるよう措置するものとする。

(審査委員会)

第6 広告事業の決定等に関する事項を審査するため、宮城県高校野球連盟広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成員は、会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、総務部長、財務部長、情報部長をもって組織する。

3 委員会は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をもってこれに充てる。

(1) 委員長 情報部長をもって充てる

(2) 副委員長

(3) 委員(8名)

3 前項に定めるもののほか、委員長は、審査に関し必要と認めるときは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。

4 委員長は、委員会に関する事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者及び有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

10 次に掲げるものは書面開催ができるものとする。

名称案の変更、または契約の更新等の軽微な決定を行うとき

(2) 委員長等が広告事業の実施に当たり必要と認める変更のうち、軽微なもの

11 委員会の庶務は、情報部・財務部において処理する。

(審査結果の尊重)

第7 連盟は、委員会における審査の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第8 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。